

さぼ〜と

第43号 南丹市商工会だより

商工会は行きます。聞きます。提案します。

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

TEL 0771-42-5380 fax 0771-42-5734

平成27・28年度南丹市競争入札 参加資格審査申請書の受付について

南丹市競争入札参加資格審査申請書の定期受付（測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等は追加受付）が、下記の通り11月4日～11月28日に行われます。

1. 申請のできない者

【建設工事】

①建設業法第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けていない

ない者

②建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、かつ総合

評価値（P点）の通知を受けていない者

※当該資格審査申請日の1年7ヶ月前までの間の決算日を審査基準日とする最新の

もの。

③南丹市が発注した建設工事に関する債務を履行していない者

【測量・建設コンサルタント等業務】

①測量法、建設士法等の規定による登録を受けていない者

②南丹市が発注した測量等業務に関する債務を履行していない者

【物品・役務等】

①営業に関し、許可・認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

※以下共通

①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

②市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

③資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

④次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者が経営している者または

暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給または便宜の供与を行っている者

2. 提出書類

南丹市ホームページ（<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>）「事業者の方へ」の「入札・契約情報」から入手して下さい。

3. 提出部数 1部

4. 提出方法 要領の書類を上から順に重ねたものをして、持参または郵送にて提出して下さい。

5. 申請の受付期間 平成26年11月4日（火）～同年11月28日（金）まで
（午前9時～正午・午後1時～5時、土・日・祝日を除く）
※郵送の場合は、平成26年11月28日（金）の消印有効

6. 提出先 南丹市役所 総務部監理課

7. 参加資格の有効期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日まで（2年間）
※ただし、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等については、平成27年4月1日～平成28年3月31日まで（1年間）

8. 注意 測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等については、平成26・27年度の定期受付が平成25年11月に終了しており、今回はその申請漏れ等
を対

場
象としています。したがって、既に申請済みの場合もしくは変更がない
場合は、今回の追加申請は不要です。

◆お問い合わせ先 総務部監理課 ☎ 0771-68-0086 Fax 0771-62-3122
Eメール kanri@city.nantan.kyoto.jp



平成27・28年度京都府建設工事指名競争入札 参加資格審査申請書の定期受付について

京都府（警察本部、教育庁、関係公社等を含む。）が発注する建設工事の指名競争入札参加資格審査申請の定期受付については、下記のとおり11月に行います。なお、本府が実施する建設工事一般競争入札に参加しようとする者は、今回の建設工事指名競争入札参加資格審査申請を行ってください。

1.受付期間、受付場所及び受付時間(南丹土木事務所関係)

		受付期間及び場所	受付時間
建設工事 の請負 (土木工 事並びに 建築及び 設備その 他工事)	窓口申 請	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月4日（火曜日）から 平成26年11月28日（金曜日）まで 南丹土木事務所総務契約室 	午前9時30分 ～11時30分及び 午後1時15分～4 時 (土・日・祝を除 く)
		<園部総合庁舎臨時窓口> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月7日（金曜日） 14日（金曜日）、18日（火曜日） 20日（木曜日）、21日（金曜日） 26日（水曜日）、28日（金曜日） 園部総合庁舎1階第1会議室 	
		<園部総合庁舎臨時窓口> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月4日（火曜日）、27日（木曜日） 	

		<ul style="list-style-type: none"> 園部総合庁舎 1 階第 3 会議室 	
		< 亀岡総合庁舎臨時窓口 > <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 11 月 19 日（水曜日）、25 日（火曜日） 亀岡総合庁舎 3 階第 6 会議室 	午前 9 時 30 分 ～11 時 30 分及び 午後 1 時 15 分～4 時
	電子申請(※)	平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）から 平成 26 年 11 月 14 日（金曜日）まで	11 月 4 日（火曜日） 午前 9 時から 11 月 14 日（金曜日） 午後 4 時まで （期間中 24 時間受付）

(※)平成 26 年度に入札参加資格のない方は電子申請ができませんので、窓口にて申請願います。

2.申請の主な要件

1. 経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書の審査基準日及び審査結果通知日が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までにあるもので、かつ平成 26 年 10 月 31 日時点で最新のものであり、総合評定値(P)のあること。
2. 入札参加を希望する業種の建設業について許可を受けており、経営事項審査において平均完成工事高があること。
3. 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
4. 成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

3.申請の方法(郵送による受付は行いません)

窓口申請（新規の申請を含む）

「申請の手引き」及び「申請用紙等」を京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/>)の「[産業・しごと](#)>[入札情報](#)>[入札参加資格](#)」からダウンロード又は 5. の販売場所で入手し、南丹土木事務所へ申請用紙及び添付書類を持参の上、申請してください。

電子申請（平成 26 年度有資格者のみ利用可）

京都府ホームページから、「申請の手引き」及び「申請用紙等」の他に「電子申請システム操作マニュアル」をダウンロードにより入手した後、平成 26 年度建設工事入札参加資格審査結果通知

書に記載されたユーザーID・パスワードを用いて、申請画面からログインしてください。（添付資料については別途郵送してください。）

4.申請用紙のダウンロードについて(府内業者及び府外業者)

京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/>)の「[産業・しごと](#)>[入札情報](#)>[入札参加資格](#)」からダウンロードにより入手してください。

なお、府内業者用のみ 5.により販売も行います。

5.申請用紙の販売場所(府内業者用のみ)

京都府庁生協コープガイド（京都府職員福利厚生センター1階）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-0751

6.注意事項

1. 今回の申請の有効期限は2年ですが、引き続き平成28年度入札参加資格を得るためには、平成27年10月31日までに、平成26年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知を受ける必要があります。この経営事項審査の結果通知を受けていない場合は、平成28年度入札参加資格が無くなりますので御注意ください。
2. 窓口申請の受付期間の後半は、混雑が予想されます。申請書類に不備等があれば、再度来庁していただく必要もありますので、余裕をもって申請してください。

7.問い合わせ先

1. 京都府建設交通部指導検査課調整担当

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5225、FAX：075-414-5183

2. 京都府南丹土木事務所総務契約室

〒622-0041

南丹市園部町小山東町藤ノ木 21

電話：0771-62-1527、FAX：0771-62-3494

（南丹土木事務所管内業者で、電子申請を行った方の添付書類の郵送先は、南丹土木事務所総務契約室です。）

〈近畿経済産業局 地域オープンイノベーション促進事業シンポジウム〉

「生き残り企業になるためのものづくり戦略」のご案内

かつて世界をリードした国内企業メーカーの競争力低下が顕在化する中、ものづくり技術におけるデジタル化の進展や製品価値のとらえ方がハード主体から、付随するサービス等も含めたシステム全体へと変化を起こすなど、我が国の製造業は転換点を迎えています。

本シンポジウムでは、こうした潮流の変化に対し製造業のあり方や社会変容も含めた幅広い視野でものづくりの未来を考えていきます。

◆ 日時：平成26年11月21日（金） 13:30～17:30

◆ 場所：キャンパスプラザ京都 第一講義室

(<http://www.consortium.or.jp/about-cp-kyoto/access>)

◆ 参加費：無料

◆ 定員：200名（先着順）

◆ 主催：経済産業省近畿経済産業局

◆ プログラム：

(1) 公設試導入機器紹介（30分）

「ものづくり支援機器が勢ぞろい」

大阪科学技術センター 技術振興部 アドバイザー 遠山恵夫

(2) 基調講演（90分）

「2023年、産業界はこうなる。

～日本企業は何で食っていくのか～」

川口

カラーブランディング講習会のご案内

(3) 3Dブ

① 講演（40分）

「業務用3Dプリンターによる新たなものづくりの潮流～産業・経済性の視点から」

大阪府商工労働部・大阪産業経済リサーチセンター

主任研究員 松下 隆氏

② 製作現場から実例紹介（50分）

・福井県工業技術センター ・滋賀県工技工業センター

・京都府中小企業センター ・大阪府立産業技術総合研究所

・兵庫県工業技術センター ・和歌山県工業技術センター

・京都市産業技術研究所

③ まとめ

「生き残り企業になるためのものづくり戦略」（10分）

大阪府商工労働部・大阪産業経済リサーチセンター

主任研究員 松下 隆氏

◆ 申込方法：下記メールアドレスに

- ・お名前
 - ・企業名
 - ・所属部所
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・メールアドレス
- をご明記の上、送信お申込み下さい。

【E-mail 送信先: a.yoshida@ostec.or.jp】

「色」というのは、消費者がブランドに対して最初に知覚するものであり、その色に対する知覚こそがブランドに愛着を抱く起点となります。お店におけるカラーの使

い方を学び、接客に色の力を利用しましょう。売上アップ・イメージアップのために色の使い方を学んで下さい。

日時：平成26年11月28日（金） 午後2時～4時

場所：園部公民館中研修室

講師：株式会社アートカラー代表 能口 祥子氏

受講料：無料

定員：30名

※詳しくは、後日新聞折込にてご案内させていただきます。

国の教育ローンのご案内

「国の教育ローン」は、多くの皆様にご利用いただいている、安心のサポートです。

◇国の教育ローンの特長

1. ご入学前のまとまった費用の準備が可能
2. 合格発表前でもお申込み可能
3. 安心の固定金利、長期返済
4. 日本学生支援機構の奨学金と併用も可能



◇融資制度の概要

ご融資額

お子様1人につき

350万円以内

ご返済期間

15年以内

元金据置期間

在学期間中

ご返済方法

毎月
元利均等返済

お使いみち

学校納付金（入学金、授業料など）、受験にかかった費用（授業料、交通費など）、自宅外通学に必要な住居費用（敷金、家賃など）、教科書代、パソコン購入費、通学費用等

◇ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次に該当する方。

扶養するお子様の人数	世帯年収（所得）
1人	年収790万円以内（所得590万円以内）
2人	年収890万円以内（所得680万円以内）
3人	年収990万円以内（所得770万円以内）

※詳しいお問い合わせは、南丹市商工会本所または各支所 または
教育ローンコールセンター（☎0570-008656）まで

年末金融相談会を開催します！！

日本政策金融公庫西陣支店にご協力いただき年末資金の金融相談会を実施致します。当日は、日本政策金融公庫西陣支店の融資担当者が下記により金融相談に応じていただけます。

なお、マル経融資相談につきましては、これまでどおり商工会の経営支援員で対応させていただきます。

日	時	場 所	相 談 対 応
12月2日(火)	10:00~12:00	本所(八木)	日本政策金融公庫担当者
	13:30~15:30	園部支所	日本政策金融公庫担当者
12月3日(水)	10:00~12:00	日吉支所	日本政策金融公庫担当者
	14:00~16:00	美山支所	日本政策金融公庫担当者

なお、金融相談については待ち時間をできるだけ無くすため、それぞれの会場の商工会へ事前にお申込みをお願い致します。



本所(八木) TEL 0771-42-5380 FAX 0771-42-5734
 園部支所 TEL 0771-62-0766 FAX 0771-63-0725
 日吉支所 TEL 0771-72-0224 FAX 0771-72-0224
 美山支所 TEL 0771-75-0021 FAX 0771-75-0576

京都府最低賃金のお知らせ

京都府最低賃金が16円引き上げとなっています。
 京都府最低賃金(地域別最低賃金)を平成26年10月22日から16円引き上げて789円に改正されました。

京都府	現 行	改正金額	適用対象
最低賃金	773 円	789 円	京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者

(時間額)			
-------	--	--	--

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（アルバイト・パートタイム一等を含む）を使用することはできません。

除 外 賃 金

最低賃金には次の賃金は参入されません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外・休日及び深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都府労働局労働基準部賃金室（電話075-241-3215）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

香港チャレンジショップ出展のご案内

○目的 食品等を一定期間テスト販売することで、現地の好みを把握し、市場に適

した商品開発につなげる。また、香港での定番商品化を目指します。

○主催 京都府

○設置期間 平成27年3月20日（金）まで

○販売場所 千賀屋（店舗内に京都コーナーを設置）

※香港そごう等、他店舗での短期間テスト販売も実施予定

（短期間のため、出品時期・在庫状況等の理由により、出品できない場合もあります）

○応募資格 京都府内に本社又は主たる営業所等を有する企業・団体

○募集品目 食品（常温・冷蔵品・冷凍品） ※他に、非食品の出品

○出品料 無料（輸送費：出品者負担）

○納品方法 日本国内指定倉庫まで納品

○販売方法 消化仕入方式

○募集期間 平成26年12月15日（月）まで

※申込が遅れると販売期間が短くなりますので、できる

込

下さい。

○選考 応募多数の場合、主催者及び千賀屋による選考があります。

【お申込】



下記ホームページより出品申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、京都府海

外経済課まで、Eメールにてお申し込みください。

Eメール: kaigaikeizai@pref.kyoto.lg.jp

【お問合せ】

京都府商工労働観光部海外経済課 担当：大木、宇野

電話:075-414-4840 Eメール:kaigaikeizai@pref.kyoto.lg.jp

※ ホ ム ペ ー ジ →

<http://www.pref.kyoto.jp/trade/news/26/challengeshop10.html>

(詳細はこちらから)

工業・建設部会主催

合同視察見学会実施のご案内

工業・建設部会合同によりまず視察見学会を実施します。
まだ、参加人数に余裕がありますので、お繰り合わせご参加くださいますようお願い致します。

日 時 平成26年11月28日(金) 8:00 八木出発
八木バス停⇒園部大橋⇒日吉駅⇒美山支所の順でバスが参ります。
帰りは、美山支所⇒日吉駅⇒園部大橋⇒八木バス停



視察先 福井県 めがねミュージアム、越前和紙の里での体験視察を予定しております。(昼食は越前方面の予定です。)

参加料 無料 (ただし、1事業所1人とさせていただきます。)

お申込み 別添の「合同視察見学会実施のご案内」に必要事項をご記入いただき、11月20日(木)までに商工会事務所まで直接お申し込みください。

年末微笑みくじの実施について

南丹市商工会商業部会では、例年恒例の年末微笑みくじ事業を下記の要領で実施します。

○期 間 平成26年12月10日(水)～12月23日(火)

○公開抽選日 平成26年12月24日(水) 南丹市商工会本所にて

○内 容 現金買い上げ500円毎に微笑みくじ1枚進呈。

抽選で南丹市商工会商品券プレゼント。

はずれくじ1枚につき10円の商品券として使用できます。

※微笑みくじの事業と併せて、5店まわって先着200名様に商品券がもらえる

スタンプラリー（買い回り事業）も実施します。
 ※詳しくは、12月9日頃に新聞折込により周知します。

白色申告者の方の 記帳・帳簿等の保存制度について



個人の白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等の保存制度

◎対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

◎記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当っては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿の保存

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

具体的な記帳の仕方

◎記帳の方法

売上などの収入金額については、「売上」と「雑収入等」に分けます。必要経費については、「仕入」と「経費」に分けて記載します。「経費」については、更に、「給料賃金」、「外注工賃」、「減価償却費」、「貸倒金」、「地代家賃」、「利息割引料」及び「その他の経費」に分けて記載します。

◎簡易な方法による記載

- ・小売業を営む方の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができます。

（注）小売業を営む方に限らず、現金売上、現金仕入、雑収入等、経費のうち少額なものについては、日々の合計金額のみを一括記載することができます。ただし、雑収入等については、その事由ごとに、経費については、その項目ごとに、一括記載する必要があります。

- ・売上、仕入のうち、保存している納品書控、請求書控（納品書、請求書）等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載で

きます。

- ・ 掛売上、掛仕入の取引で保存している納品書控、請求書控（納品書、請求書）等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時（または支払った時）に現金売上（現金仕入）として記載することができます。ただし、年末に売掛金（または買掛金）の残高を記載する必要があります。

平成26年分の年末調整の留意事項

ご注意を！

平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますので、ご注意下さい。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布されている源泉徴収税額票に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

通勤手当の非課税限度額の引上げについて



平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第338号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分	課 税 さ れ な い 金 額	
	改正後	改正前

		(平成 26 年 4 月 1 日適用)	
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 km 以上である場合	31,600 円	24,500 円
	通勤距離が片道 45 km 以上 55 km 未満であるである場合	28,000 円	
	通勤距離が片道 35 km 以上 45 km 未満であるである場合	24,400 円	20,900 円
	通勤距離が片道 25 km 以上 35 km 未満であるである場合	18,700 円	16,100 円
	通勤距離が片道 15 km 以上 25 km 未満であるである場合	12,900 円	11,300 円
	通勤距離が片道 10 km 以上 15 km 未満であるである場合	7,100 円	6,500 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10 km 未満であるである場合	4,200 円	4,100 円
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	全額課税	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)	同左

商工貯蓄共済加入増強期間中 12月31日申し込み分まで

ただいま、商工貯蓄共済の加入増強期間中です。

商工貯蓄共済は『貯蓄』『保険』が一緒になった商工会員のみ加入できる有利な共済保険です。この期間に是非ご加入ください。

商工貯蓄共済の加入増強期間中に、新規掛金 10,000 円加入毎（医療保

障特約型の掛金も対象となります。)に加入されますと . . .

5,000円相当の近畿府県の特産品等をプレゼント!!

- * 加入できる方⇒ 商工会員及びその家族、従業員(年齢6歳~65歳)5年満期は70歳)
- * 加入期間 ⇒ 5年満期と10年満期の2種類
加入口数は、被保険者1人につき20口まで
- * 掛金 ⇒ 1口2,500円、経費(手数料)は1口年間1,200円
保険料は年払いの掛捨てで、年齢、性別は問いません。



★医療保障特約型で、10,000円プランの場合は、入院・手術がなかった場合は、満期日に20万円返金致します。

あなたも、家族もまると守る!頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

大切な、商工会員の皆様、だからこそ加入できる特別な制度

です。

- 共済期間 2014年11月1日午後4時~2015年11月1日午後4時まで
- 加入できる方 商工会員とその家族、従業員とその家族で健康な方
- 中途加入 毎月1日午後4時の共済(補償)始期でご加入になれます。

「けが」「病気」の補償 おすすめのポイント

- ☆掛金・共済金はプラン毎に年齢・性別・職種に関わりなく一律!
- ☆交通事故・不慮の事故以外に天災でも「けが」の補償!
- ☆仕事以外でも国内外24時間補償!
- ☆けがも病気も日帰り入院から補償!

ご加入プラン 満6歳~65歳 2000円から4000円コース
満66歳~80歳 2000円コース



他に「医療特約」「ガン重点補償プラン」もございます。



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は
ながく つよく さぽ~と します!!

挑戦を
サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・

知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援します。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

編集後記

早いもので、平成26年もあと2か月足らずで終わろうとしています。皆様方も、年の初めに「今年はこんな年にしよう」という計画を立てられた方も多いと思いますが、目標は達成できたでしょうか？ 私も毎年お正月に目標を立てていますが、時間の経過と共に忘れていき、年末には反省する始末です。会員の皆様方も、今年目標達成の積み残しがないか再点検し、新年には新たな目標を設定できるよう取り組んでいきましょう。

H. S